

関税定率法等の一部を改正する法律

(平成一五年三月三十一日法律第一一号)

一、提案理由(平成一五年三月一八日・衆議院財務金融委員会)

塩川国務大臣 ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特惠関税制度等について所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特惠関税制度の改正であります。

後発開発途上国への一層の支援を図るための特惠対象品目の追加等を行うこととしております。

第二は、暫定税率の適用期限の延長等であります。

平成十五年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率の適用期限の延長等を行うこととしております。

第三は、知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化であります。

植物の品種登録により発生する育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加、輸入差しとめ申し立て制度の拡充等を行うこととしております。

第四は、通関の一層の効率化のための対応であります。

納税申告前の貨物の引き取りを可能とする簡易申告制度に係る担保提供額の見直し等を行うこととしております。

……………(略)……………

以上が、両法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一五年三月二 日)

小坂憲次君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特惠関税制度等について所要の措置を講ずるもので、主として、

後発開発途上国への一層の支援を図るための特惠関税制度の改正、

本年度末に期限が到来する暫定税率の適用期限の延長等、

知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化

等を行うこととしております。

……………(略)……………

両案は、去る三月十八日当委員会に付託され、同日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

次いで、関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、生方幸夫君から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されました。

両案及び修正案について直ちに質疑を行い、質疑を終局した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年三月一八日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立つて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保により一層努めること。

- 一 関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措置の延長に関しては、その発動に当たり、平成十三年九月のBSE発生以降牛肉消費が不安定的に推移していることにかんがみ、その影響に配慮すること。
- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。
- 一 最近における国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤をはじめとする不正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性を考慮し、職務に従事する税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

特に、港湾の二十四時間フルオープン化及び構造改革特区の進展に対応した、通関部門等の新たな勤務体制の移行に当たっては、その趣旨を十分に考慮した体制の実現に努めること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一五年三月二八日）

柳田稔君 ただいま議題となりました四法案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案は、内外の経済情勢の変化に対応する等

の見地から、特惠関税制度等の改正を行うとともに、育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加等、所要の措置を講ずるものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、以上の二法案を一括して議題とし、知的財産権侵害物品等の水際取締り体制を強化する必要性、牛肉に係る関税の緊急措置発動の見通しと国民生活への影響、国際開発協会の無償資金供与に対する政府の認識等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両法律案につきましては、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より両法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、両法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税定率法等改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年三月二七日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公正な課税の確保に努めること。

一 関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措置の延長に関しては、平成十三年九月のBSE発生以降牛肉消費が不安定に推移していることにかんがみ、その発動の影響に配慮すること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

特に、港湾の二十四時間フルオープン化及び構造改革特区の進展に対応した、通関部門等の新たな勤務体制の移行に当たっては、その趣旨を十分に考慮した体制の実現に努めること。

右決議する。